
電気料金要綱

(ならコープでんき通常プラン)

2025 年 11 月 1 日実施
株式会社 CWS

電気料金要綱（ならこープでんき通常プラン）

この電気料金要綱（ならこープでんき通常プラン）（以下「通常プラン要綱」といいます。）は CWS の「電気供給約款（低圧）」（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客様へ電気を小売りするときの料金その他の条件を定めたものです。なお、通常プラン要綱に定める料金および燃料調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施時期

通常プラン要綱は、2025 年 11 月 1 日より実施します。

2. 定義

通常プラン要綱において定義される言葉は、供給約款によるものとします。

3. 通常プラン適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客様が通常プランの申込みを行い、CWS との協議が整い、通常プランとして電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において動力もあわせて使用する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続送電サービスが適用できないこと。

(2) 供給電気方式供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 50 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと CWS との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から CWS へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の最大需要容量の値を引き継ぐものとします。

(4) 料金

料金は、(イ)最低料金、(ロ)電力量料金および供給約款の別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、供給約款の別紙 1（燃料費調整）の(1)(イ)によって算定され

た平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）(1)のニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）(1)のイによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）(1)のニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(ア)最低料金

1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	522 円 58 銭
------------------------	------------

(イ)電力量料金

第 1 段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 21 銭
第 2 段階料金	120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 61 銭
第 3 段階料金	200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 61 銭
第 4 段階料金	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 59 銭

(5) その他

(ア)一般送配電事業者または CWS は、最大需要容量が 50 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(イ)電気の使用実態に応じ、(3)で定めた最大需要容量が不適当と CWS が認める場合においては、CWS はその理由を通知の上、お客様と協議を実施し、最大需要容量の変更等の契約内容の見直しをすることができるものとします。

4. 契約容量等の変更

(1) お客様が需要場所における契約容量の変更または契約主開閉器等の設備を変更される場合には、あらかじめ CWS に申し出ていただきます。

(2) 契約電流または契約容量の変更に伴い、CWS がお客様に対し行う、電気事業法にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、同法にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、CWS のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。

5. 日割計算

(1) CWS は、供給約款の 17（料金の算定）(1)のイまたはロの場合により、料金の日割計算をする場合には、以下に従い、日割計算をいたします。

イ 最低料金の日割計算

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

ロ 電力量料金の日割計算

日割計算対象日数

$$\text{最低電力適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえて 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 80 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえて 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 3 段階料金適用電力量} = 100 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえて 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 4 段階料金適用電力量＝第 1 段階から第 4 段階で計算された電力量を超えた電力量

なお、第 4 段階料金適用電力量とは、300 キロワット時をこえて 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

6. 通常プラン要綱の変更および終了

通常プラン要綱を変更する場合には、供給約款の 46（電気供給約款の変更）に準じます。

- (1) CWS は通常プランおよび通常プラン要綱を終了することがあります。この場合、CWSはあらかじめ一定期間をおいて終了のお知らせおよび終了日を CWS ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
- (2) 通常プラン要綱の終了に伴い、お客様の需給契約の契約条件が変更となる場合、電気事業法にもとづくお客様への供給条件の説明、説明書面および変更後の書面の交付については、供給約款の 46（電気供給約款の変更）に定める方法によるものとします。